

## 少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について

- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

### 《留意事項》

#### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 2 仕様書に関する問い合わせ先

警察庁長官官房会計課調達係

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

警察庁代表電話：03-3581-0141（内線）

参加を希望する方は、別添「少額調達案件の見積依頼」に記載の各案件末尾の内線番号に連絡し、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者より説明させていただきます。

- ※ 説明等を受けるため直接来庁される場合：事前連絡なしで来庁された場合、担当者が不在である場合がありますので、事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

#### 3 見積書の提出先

警察庁長官官房会計課調達係

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

警察庁代表電話：03-3581-0141（内線2298）

- ※ 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に「〇〇（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きして下さい。

#### 4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

#### 5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には警察庁から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝え致します。

#### 6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては作成を省略する場合があります）。

## 7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記4において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

